

## ◎商工会及び商工会議所による小規模

### 事業者の支援に関する法律の一部を

### 改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第九五号)

#### 一、提案理由(平成二六年五月二一日・衆議院経済産業委員会)

○茂木国務大臣 小規模企業振興基本法案並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

.....(略).....

続きまして、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律

三四九

競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

このような厳しい経営環境において小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、国内外の需要の動向やみずからの強みを分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築していく必要があります。他方で、多くの小規模事業者にとっては、独力でこれらの取り組みを行うことは容易ではありません。

したがって、半世紀以上にわたり小規模事業者から経営の相談に応じ、指導を行ってきた商工会及び商工会議所が、小規模事業者による意欲ある取り組みを強力に支援し、小規模事業者の持てる力を最大限に引き出していくことが必要であります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。  
次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制の整備であります。商工会及び商工会議所が、その強みを十分に發揮しながら、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつながる展示会の開催等の面的な取り組みを促進するため、商工会及び商工会議所の作成する支援計画を認定する仕組みを新たに盛り込みます。

第二に、商工会及び商工会議所を中核とした連携の促進であります。商工会及び商工会議所による支援計画において、地方公共団体や地域の金融機関その他の支援機関等と連携することで、地域ぐるみで幅広い視点や専門的な知識を結集して小規模事業者を支援することのできる仕組みを盛り込みます。また、連携主体が一般社団法人等の場合に中小企業信用保険法の特例を講じ、資金調達を円滑化を図ります。

第三に、独立行政法人中小企業基盤整備機構を活用した支援措置の充実であります。計画の認定を受けた商工会及び商工会議所等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度な経営支援に関する情報を提供することにより、小規模事業者の支援の実効性を確保します。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成二六年六月五日)

○富田茂之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取り組みを一層強化しようとするものであります。

その主な内容は、

小規模事業者の経営の発達に特に資する事業についての計画の認定制度を創設すること、

独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援措置を拡充すること  
等であります。

小規模企業振興基本法案につきましては、去る五月二十日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日両案は本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二十一日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十八日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月四日)

(小規模企業振興基本法(平二六法九四)の附帯決議と一括して掲載)

### 三、参議院経済産業委員長報告(平成二六年八月二〇日)

○大久保勉君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、小規模企業振興基本法案の意義と期待される効果、小規模企業振興基本計画の策定により、P D C Aサイクルを確立する必要性、小規模事業者向け施策における国、地方自治体、支援機関の連携の在り方、経営指導員の資質向上及び有為な人材確保を支援する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律

す。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

(小規模企業振興基本法(平二六法九四)の附帯決議と一括して掲載)